

青森県報

号外第二十五号

平成二十四年
三月三十日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県下水道法施行条例に規定する下水道の構造及び終末
処理場の維持管理に係る措置等を定める規則……………
(都市計画課) …… 一

告 示

悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設
定の一部改正……………
(環境政策課) …… 二

規 則

青森県下水道法施行条例に規定する下水道の構造及び終末処理場の維持管理に係る
措置等を定める規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県下水道法施行条例に規定する下水道の構造及び終末処理場の維持管理に
係る措置等を定める規則

(下水道の構造に係る措置等)

第一条 青森県下水道法施行条例(平成二十四年三月青森県条例第十三号。以下「条
例」という。)第三条第一項第一号八に規定する規則で定める排水施設及び処理施

設は、次の各号のいずれかに該当する排水施設(これを補充する施設を含む。以下
同じ。)及び処理施設(これを補充する施設を含む。以下同じ。)とする。

一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下
水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

イ 下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)第六条に規定する基準
ロ 大腸菌が検出されないこと。

ハ 濁度が二度以下であること。

三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水
質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるお
それがないと認められるもの

2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、下水道法施行規則第四条の三第二項の規
定に基づき国土交通大臣が定める方法(平成二十年三月二十一日国土交通省告示第
三百三十四号)に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとす
る。

3 条例第三条第一項第一号ホに規定する規則で定める措置は、耐震性を確保する
ために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。以下同じ。)に液状化
が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤
の改良、埋戻し土の締め固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又はくい基礎
の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合にお
いては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減の
ための措置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に
損傷が生ずるおそれがある場合においては、可とう継手又は伸縮継手の設置その
他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

四 前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他
の諸条件を勘案して、耐震性を確保するために必要と認められる措置

4 前項に規定する「耐震性能」とは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞ
れ当該各号に定める性能をいう。

一 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排

水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設並びに処理施設

イ 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

ロ 施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

二 前号の排水施設以外の排水施設 同号イに掲げる性能

5 条例第三条第一項第二号イに規定する規則で定める数値は、次のとおりとする。

一 排水管の内径 百ミリメートル（自然流下によらない排水管の内径にあっては、三十三ミリメートル）

二 排水きよの断面積 五千平方ミリメートル

6 条例第三条第一項第三号ロに規定する規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設（汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。）に送水する導管の設置その他の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

（終末処理場の維持管理に係る措置）

第二条 条例第四条第五号に規定する規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百六十三号

昭和四十八年三月一日青森県告示第二百一十一号（悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

「弘前市の区域のうち、別紙第一図の実線で表示した区域
黒石市の区域のうち、別紙第二図の実線で表示した区域
五所川原市の区域のうち、別紙第三図（その一）及び（その二）の実線で表示した区域

第一号中 十和田市の区域のうち、別紙第四図の実線で表示した区域
三沢市の区域のうち、別紙第五図の実線で表示した区域
むつ市の区域のうち、別紙第六図（その一）、（その二）及び（その三）の実線で表示した区域

つがる市の区域のうち、別紙第七図の実線で表示した区域
平川市の区域のうち、別紙第八図（その一）、（その二）及び（その三）の実線で表示した区域

別紙第一図から別紙第八図（その三）までを次のように改める。

別紙第一図から別紙第八図（その三） 別紙第一図から別紙第八図（その三）

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県 青森市第一問屋町三丁目一番七七号 青森市第一問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭